

「座間市週休 2 日制確保工事」 Q & A

（土木系工事・建築工事・電気設備工事・機械設備工事 共通）

※「座間市週休 2 日制確保工事实施要領」は以下、「実施要領」と言います。

1. 実施要領・定義について

Q1-1（現場閉所による工事）

降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所日として認められますか。

A1-1 降雨、降雪、強風、波浪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。

Q1-2（現場閉所による工事）

実施要領第 2 条 (7)「現場閉所日」の「現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等」とは、具体的にどのような作業ですか。

A1-2 具体的には、次のような作業が考えられます。

- ① 現場内の定期的な巡回パトロール
- ② 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場での災害発生時の対応作業
- ③ 現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や、重機等の保守点検
- ④ 現場内の交通誘導警備

Q1-3（現場閉所による工事）（交替制による工事）

週休 2 日の確保を理由に、工期延伸は認められますか。

A1-3 週休 2 日の確保を理由にした工期延伸は認められません。

ただし、次に示すような場合が生じた際は、必要に応じて工期延伸について、発注者と協議してください。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q1-4（現場閉所による工事）（交替制による工事）

工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。

A1-4 工期延伸した場合は、その分、週休2日の対象となる期間も延伸されます。延伸した期間も含め、実施要領第2条「用語の定義」に示す内容に基づき、週休2日の取組を実施してください。

Q1-5（現場閉所による工事）（交替制による工事）

発注者として、週休2日制確保工事を実施する基準は何か。どのような考え方で工事を決めているのか。

A1-5 原則、設計価格（税込み）300万円以上工事を対象とします。なお、週休2日制確保工事の対象外となるのは、次のとおりです。

＜対象外工事＞

- ① 通年維持工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ② 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1) 災害復旧工事

例2) 施設の使用など、供用時期が決められており週休2日が確保できない工事

- ③ その他、対応が困難と発注者が判断した工事

Q1-6（現場閉所による工事）（交替制による工事）

工事途中に、通期の週休2日が達成できないことが判明した場合の手続きを教えてください。また、経費の減額や工事成績評価の減点は行われるのでしょうか。

A1-6 工事途中に、通期の週休2日が達成できないことが判明した場合には、速やかに監督員と協議願います。

通期の週休2日未達成の場合、経費補正分を減額します。また、工事成績評価の減点は原則行いませんが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、減点します。

Q1-7（現場閉所による工事）

午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所日と扱えるのでしょうか。

A1-7 実施要領第2条(7)「現場閉所日」は、一日を通して一切の作業を実施しない日を現場閉所日と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。

Q1-8（現場閉所による工事）（交替制による工事）

実施要領第2条（9）イ「受注者の責によらない現場作業等」とは、具体的にどのような作業でしょうか。

A1-8 次のような作業が考えられます。

- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場内における災害発生時の対応作業（交通開放のための土砂撤去等の復旧作業など）
- ・占有者（電気・ガス・水道等）や市町村等の発注工事との調整に伴い土日に行う作業
- ・第三者による事故や住民対応等などで、土日に行う作業（例：商店街から休日施工を要望されて土日に作業する場合など）など

Q1-9（現場閉所による工事）

降雨で休工とした平日の振替として、週末（土曜日・日曜日）に作業を行う場合の考え方について教えてください。

A1-9 週末（土曜日・日曜日）に作業を行う場合があったとしても、実施要領2条（9）「対象期間」の全体において、現場閉所割合が28.5%（4週8休）以上となる場合には、実施要領2条（1）「通期の週休2日」の達成となります。

なお、週末（土曜日・日曜日）に一度でも工事を実施した場合は、発注者の指示で実施した場合を除き、実施要領2条（3）「完全週休2日」は未達成となります。

Q1-10（現場閉所による工事）

週末に、発注者からの指示で、受注者の責によらない作業を行った場合は、どのように休日確保すればよいでしょうか。

A1-10 受注者の責に因らない作業を週末に行った場合、作業を行った日は、休日の取得計算から除外する（積み上げない）ので、代替休日を確保する必要はありません。また、「完全週休2日」への影響もありません。

Q1-11（現場閉所による工事）（交替制による工事）

祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A1-11 祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には、現場閉所扱いとします。また、交替制による工事の場合も同様に、祝日を休日数に含めることができます。

Q1-12（現場閉所による工事）（交替制による工事）

入札時に週休２日制確保工事は、どの書類に記載されているのでしょうか。

A1-12 入札案件概要書及び特記仕様書に記載します。

Q1-13（現場閉所による工事）（交替制による工事）

令和６年８月以前に契約した工事で、令和６年９月以降も継続して施工する工事については、新たな実施要領が適用されるのでしょうか。

A1-13 令和６年９月１日以降に公告した工事案件は、当実施要領が適用されます。

Q1-14（交替制による工事）

休日の定義はどのようなものか。

A1-14 技術者又は技能労働者が、工事現場において、２４時間通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいいます。

２．提出書類について

Q2-1（現場閉所による工事）（交替制による工事）

「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）のほか、各書類等はいつ提出すればよいのでしょうか。

A2-1 実施要領第４条（１）イ～ケに準じ、提出して下さい。

（イ）「当該週の前週の実績」及び「当該週の週間工程表（週間計画）」を毎週提出
（土木系工事）（建築・機械・電気工事）（交替制による工事）

（ウ）（オ）（キ）

当月分の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）を翌月の５日までに提出
（土木系工事）（建築・機械・電気工事）（交替制による工事）

（エ）最終月の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）及び対象期間全体の「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙２）工事完成届提出日の２０日前までに提出
（土木系工事）

（カ）最終月の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）及び対象期間全体の「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙２）工事完成届提出日の３０日前（設計金額（税込み）が１億５，０００万円以上の工事は４５日前）までに、監督員へ提出
（建築・機械・電気工事）

- (ク) 最終月の「休日確保実績報告書」(別紙3)、対象期間全体の「休日確保履行報告書」(別紙4)は、工事完成届提出日の30日前(設計税込み1億5千万円以上・45日前)前までに提出 (建築・機械・電気工事)(交代制工事の場合)
- (ケ)「週休2日制確保工事実施同意(不同意)届」(別紙5)は、施工計画書とあわせて提出 (建築・機械・電気工事)(受注者希望型)

Q2-2 (現場閉所による工事)

現場閉所実績の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A2-2 現場閉所実績の確認書類として、現場閉所(現場休息)実績報告書(別紙1)、現場閉所(現場休息)履行報告書(別紙2)及び週間工程表を提出していただきます。

Q2-3 (交替制による工事)

休日確保実績の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A2-3 休日各日実績の確認書類として、休日確保実績報告書(別紙3)、休日確保履行報告書(別紙4)を提出していただきます。また、技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示してください。

Q2-4 (現場閉所による工事)(交替制による工事)

アンケート等がありますか。

A2-4 工事完了後、必要に応じてお願いする場合がありますので、その際はご協力をお願いします。